

自立支援センター・びーず介護予防・日常生活支援総合事業における
指定第1号訪問事業運営規程（訪問介護相当サービス用）

（事業の目的）

第1条 株式会社自立支援センター・びーずが設置する自立支援センター・びーず（以下「事業所」という。）において実施する介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号訪問事業〔訪問介護相当サービス〕（以下、「訪問介護相当サービス」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要支援状態等にある利用者に対し、訪問介護相当サービスの円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な訪問介護相当サービスの提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業所が実施する事業は、利用者が可能な限りその居宅において、その状態を踏まえながら生活援助等の支援を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上をめざすものとする。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者の状態等を踏まえながら、生活援助等の支援を行うことにより、利用者の心身の機能回復を図り、もって生活機能の維持又は向上をめざすものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 4 訪問介護相当サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関への情報の提供を行う。
- 5 前4項のほか、市町村が定める要綱等の内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業の運営）

第3条 訪問介護相当サービスの提供にあたっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 自立支援センター・びーず
- （2）所在地 大阪府池田市栄本町9番6号

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 1名
 - ・従業者および業務の管理を一元的に行うとともに、訪問介護相当サービスの実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者 1名以上（うち1名以上は常勤）

- ・第1号訪問サービス計画（以下、「サービス計画」という。）等の作成・変更等を行い、利用の申込みに係る調整をすること。
- ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議等への出席、利用者に関する情報の共有等地域包括支援センター等との連携に関すること。
- ・従業者に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。
- ・従業者の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

(3) 従業者 3名以上

- ・ただし、業務の状況により、増員することができるものとする。
- ・従業者は、サービス計画等に基づき訪問介護相当サービスの提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、祝日、12月31日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前9時から午後6時までとする。

(3) サービス提供時間 午前8時から午後8時までとする。

(4) 上記の営業日、営業時間、サービス提供時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

（訪問介護相当サービスの内容）

第7条 事業所で行う訪問介護相当サービスの内容は次のとおりとする。

(1) サービス計画等の作成

(2) 訪問型サービス費（Ⅰ）…1週に1回程度

(3) 訪問型サービス費（Ⅱ）…1週に2回程度

(4) 訪問型サービス費（Ⅲ）…1週に2回を超えた場合

（利用料等）

第8条 訪問介護相当サービスを提供した場合の利用料の額は、市町村の定める額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 前2項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分したもの）について記載した領収書を交付する。

3 訪問介護相当サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

4 法定代理受領サービスに該当しない訪問介護相当サービスに係る利用料の支払いを受

けたときは、提供した訪問介護相当サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、下記の区域とする。

① 池田市の以下の地域

旭丘・綾羽・井口堂・石橋・上池田・宇保町・木部町・空港・呉服町・神田・栄本町・栄町・五月丘・渋谷・城山町・新町・城南・菅原町・住吉・荘園・建石町・ダイハツ町・大和町・槻木町・天神・豊島北・豊島南・中川原町・西本町・畑・八王寺・鉢塚・東山町・姫室町・古江町・満寿美町・緑丘・室町・桃園

② 川西市の以下の地域

小戸・小花・絹延町・栄町・中央町・美園町

(衛生管理等)

第10条 事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時等における対応方法)

第11条 従業者等は、訪問介護相当サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 訪問介護相当サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対する訪問介護相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第12条 訪問介護相当サービスの提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した訪問介護相当サービスに関し、介護保険法第23条の規定により市

町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 事業所は、提供した訪問介護相当サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

- 第13条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業者での訪問介護相当サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。
- 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
- 4 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とするものとする。

（虐待防止に関する事項）

- 第14条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
 - （1）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - （2）虐待防止のための指針の整備
 - （3）虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - （4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束）

- 第15条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

（業務継続計画の策定等）

- 第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護〔指

定予防訪問事業]の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第17条 事業所は、従業者の資質向上のために次のとおり研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- （1）採用時研修 採用後3か月以内
- （2）継続研修 年2回

- 2 事業所は、訪問介護相当サービスに関する諸記録を整備し、そのサービス提供をした日から最低5年間は保存するものとする。
- 3 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社自立支援センター・びーずと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（第5条 サービス提供責任者の員数の変更）

この規程は、令和元年9月28日から施行する。

附 則（第5条 従業者の員数の変更）

この規程は、令和元年11月1日から施行する。

附 則（第5条 サービス提供責任者の員数の変更）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（第5条 管理者及びサービス提供責任者の兼務状況並びに従業者の員数の変更）

この規程は、令和2年5月1日から施行する。

附 則（第4条 事業所の所在地の変更）

この規程は、令和2年7月17日から施行する。

附 則（第5条 従業者の員数の変更）（第9条 通常の事業の実施地域の変更）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（第4条 事業所の所在地の変更）

この規程は、令和4年5月14日から施行する。

附 則（第5条 管理者及びサービス提供責任者の兼務状況の変更）

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（第5条 サービス提供責任者の員数の変更）

この規程は、令和4年11月5日から施行する。

附 則（第5条 サービス提供責任者の員数の変更）

この規程は、令和6年10月20日から施行する。

附 則（第16条 業務継続計画の策定）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。